文教厚生委員会　会議録

＝＝＝

日　時　令和４年１２月１５日（木）
　　午前１０時００分開会、午後０時３１分閉会
場　所　第１委員会室

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
（１）付託された議案の審査
①議案第７８号　土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
②議案第７９号　土浦市新治運動公園条例の一部改正について
③議案第８０号　土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
④議案第８３号　令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）
⑤議案第８４号　令和４年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）
⑥議案第８５号　令和４年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第２回）
⑦議案第９２号　訴えの提起について
⑧議案第９３号　訴えの提起について
（２）付託された請願・陳情の審査
①　新規分
受理番号９　土浦市内就学前施設ならびに小中学校におけるフッ化物洗口に関する請願書
（３）その他協議事項
①出産・子育て応援事業の補正予算について
②「（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地についての提言書」の受理について
③真鍋小学校東校舎について
４　閉　会

出席委員（６名）
　委員長　　下村　壽郎

副委員長　奥谷　崇
委　員　　鈴木　一彦
委　員　　塚原　圭二
委　員　　矢口　勝雄
委　員　　目黒　英一

欠席委員（２名）
委　員　　福田　一夫
委　員　　田子　優奈

説明のため出席した者（１５名）

保健福祉部長	塚本　哲生
社会福祉課長	福原　守
障害福祉課長	小池　政幸
高齢福祉課長	塚本　浩幸
国保年金課長	刈山　和幸
こども未来部長	加藤　史子
こども政策課長	菊田　宏巳
こども包括支援課長	佐藤　千加子
教育長	入野　浩美
教育部長	望月　亮一
教育総務課長	塚本　富美代
学務課長	田中　裕之
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	堀部　猛
スポーツ振興課長	大橋　博
指導課長	田上　秀之

事務局職員出席者
主　幹　　鈴木　優大

傍聴者（１名）

○下村委員長　これより文教厚生委員会を開会いたします。本日は当文教厚生委員会へ付託されました請願が新規１件ございます。請願者から意見陳述の希望がありました。協議事項（１）議案の審査に入る前に、陳述者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項（２）請願陳情の審査に入ります。整理番号９、土浦市市内就学全施設並びに小中学校におけるフッ化物洗口に関する請願書となります。資料は、文教厚生委員会、令和４年、１２月１５日開催を御準備ください。資料②となります。陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、請願内容から逸脱することなく概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長から注意をいたしますので、御了承願います。なお、陳述していただく時間は１０分間となります。さらに、同伴の方におかれましても、意見陳述の発言者は１名となっておりますので、同伴者は発言できませんので、御注意願います。陳述終了後に陳述の審査に移りますので、よろしくお願いします。それでは、意見陳述を始めてください。
○意見陳述者・・・氏　今日はこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。念願の土浦市内小学校でのフッ化物洗口が先週の木曜日、１２月８日、都和小学校で始まりました。これも一重に土浦市議会文教厚生委員会の皆様のおかげと感謝申し上げます。当日は、常磐道での事故で通行止めになりまして、都和小学校の周囲が大渋滞で、多くの教員が出勤できない状況でしたが、皆で手伝い何とか無事終了することもできました。今朝も都和小学校では、フッ化物洗口を実施しているものと思っております。ただ、前市長にお話してから私の力不足もあり、ここに至るまで２３年掛かってしまいました。もしも、２３年前に土浦市内全小学校でフッ化物洗口を実施していれば、土浦市内の小学校出身で３０歳以下の市民は弥彦村同様、ほぼ虫歯のない状態になっていたはずです。都和小学校でも、校長先生を交えて教育委員会と何度か話合いをさせていただいております。私が聞いている範囲では、来年度は今回実施した４年生が新５年生になっても引き続き実施するというまでです。都和小学校を全学年で実施するまでに何年掛かるのでしょうか。土浦市内１６小学校で全て行うには何年掛かるのでしょうか。中学校はいつ頃始めるのか。そこで、参考になるお話を付け加えさせていただきたいと思います。お手元に資料を昨日お持ちしたので、御覧いただければと思いますが、それは、福岡県歯科医師会の１１月号の会報の一部です。そこに書かれてますのは、令和５年度北九州市１２８全所全ての小学校でフッ化物洗口を実施するということです。現在はモデル小学校のみでフッ化物洗口を行っ

ているそうで、この事業は昨年の令和３年に北九州市で始まったそうで、令和３年はモデル校３校で、今年はモデル校３１校で、来年は１２８校全てでフッ化物洗口を実施するそうです。やはり、北九州市でも推進会議を作り進めているようです。土浦市でも協議会を作り、きめ細やかな施策を迅速に実施できればと思い請願させていただきました。一応確認なのですが、土浦市内就学前施設並びに全ての小中学校におけるフッ化物洗口が実現すると何が起こるのでしょうか。虫歯がなくなるということもそうですが、これは家庭、それぞれの御家庭で子供の虫歯を心配しなくても良いという町になるのです。また、大人になってからも虫歯になりにくい。歯が作られるということで、私はそのような土浦の町を創っていければと思っております。簡単ではございますが、以上で私の意見陳述をさせていただきます。ありがとうございました。

○下村委員長　ありがとうございました。それでは、審査に入る前に委員の皆さんから陳述者に何か聞いておきたいことはありますか。

○塚原委員　北九州市の場合の記事の中の報告のその他というところで、各小学校への準備品発注対応という、今土浦市ですと１回目だけは、これ茨城県と言ってもよろしいですかね。１回目だけは薬剤を含めたコップ含めて、１回目だけは準備するよと。２回目以降は学校で準備してねみたいな形になってるのかなと思うのですが。北九州の場合は、もう全部市が全て行うというよう形なのでしょうか。

○意見陳述者・・・氏　この記事自体はつい最近入手したもので、電話で１回確認しただけで、その具体的な準備品の発注対応などについては確認しておりません。

○塚原委員　行うに当たって、その手配も先生が今働き方改革どうのこうのっていう形で、手配をしたり何か準備するのも大変だっていうことがあるのであれば、私はこれは市で全て持って、市から各学校に徐々に広がっていけば各学校に配布するべきなのではないかと思っています。学校がその都度その都度やっていると、先生方の発注にもまた時間がとられるからできないんだみたいなことになってくるのもちょっとおかしいのかなと思います。私はこのフッ化物洗口には大賛成なので、できれば議会としてもその辺の補助をどうやってするのか。そこも詰めていくべきなのかなと思っています。

○意見陳述者・・・氏　請願書に書かせていただいておりますが、要するに今茨城県がかなり前向きに動いていただいてるんですけれども、今の土浦市の現状、要するに後ろから２番目に虫歯が多い市町村になってしまって昔は良かったのですが、要するに県主体のままでは、土浦市の現状があまり良く改善していかないのではないかな。いずれは良くなるでしょうけれど、やはり保育所、幼稚園でやっていっていただいたような、もうちょっと積極的な、今委員のおっしゃったような財政支援等も含めておやりいただけると独自の形になって、土浦の子供たちを救えるのかなと思っておりま

す。

○矢口委員　今日はありがとうございます。２３年前からというお話でした。逆に言うと、２３年間も掛かってしまったというのは、やはり学校現場と保護者からの一部の不安感があったからだったのではないかなと思います。そこで、二つほど質問させていただきたいと思います。一つは、いろんな方への不安です。不安に対して歯科医師という専門の立場から、これは不安というか、問題というか、危険性はないんだよという御説明を今いただきたいと思っています。もう一つは、今回先行で始まった都和小学校へ行かれたというお話を伺いましたが、今後いろんな学校にこのフッ化物洗口が進んでいった時に、その歯科医師の先生方の学校現場へのフォローの体制はどのようにお考えなのか。以上２点をお聞かせいただきたいと思います。

○意見陳述者・・・氏　まず１点目ですけど、市民に対する不安でしたでしょうか。いろいろな機会を捉えて行っております。健康まつり等でも、市民にフッ素の害を体験していただいたり、土浦市医師会が開催しております市民公開講座などでも、市民の皆様にお伝えするように努力しております。広報つちうら等にも書かせていただいたり、そういう啓蒙活動はしているつもりでございます。２３年掛かった理由は、私が歯科医師会の会長になったらもっとスムーズに進むのかなと思いましたら、それがなかなか難しかったと。近隣の市町村の首長さんにもお伝えしておりますが、やはり皆さんできないということだったので、それはやはり各市町村で止めてるのではなくて、やらないのではなくて、県がそういう考えなのかなということで、知事に何度か働きかけをさせていただいて、今日に至っているということでございます。歯科医師会の２番目の質問で、これから都和小もそうなのですが、小学校には必ず学校歯科医がいます。学校歯科医に関しては、認知度が多少違う部分もありますので、それを統一するよう何度も勉強会を開かせていただいて、フォローするようにしております。都和小学校も実際、２名の学校歯科医がまず教員の方々に説明会を開いたり、また現場の当日も出席していただいてと。実は、この渋滞で１人は途中から遅れてしまったのですが、そういった体制で行っておりますので、歯科医師会が話だけで、実際動いてないということはありません。

○矢口議員　あともう一つお伺いしたいのは、先生もよく御存知だと思うのですが、都和小を機会があれば現場を見に行きたいなと思っているのですが、実際に学校でやらなければいけないこの作業、いわゆる先生方の負担というのは実際どのようなものなのでしょうか。具体的にお聞かせいただければと思います。

○意見陳述者・・・氏　今回の都和小の場合は、９月から売り出されたフッ素の水溶液を開封して、そこにディスペンサーという言うのでしょうか。ワンプッシュして、５ｃｃ出るものを付けて、コップに開けるという作業です。あと、紙コップを用意す

るということになります。今のこの北九州市の例で言いますと、北九州市に問い合わせたところ、北九州市は粉薬でやっているということで、やはり洗口液作られてるものは結構値段が高いです。ですので、ゆくゆくはそういう希釈タイプになるのかなと思っております。そういうことを具体的にどうやっていったらいいかというのを協議するためにも、その推進協議会みたいなものがあると、そこでこうやったらいいんじゃないか、ああやったらいいんじゃないかという、ほかの市町村、ほかの県で言いますと、例えば保健センターみたいなところで作って、それを毎日宅配便で送るとかいうところもあるようですし、いろいろな方法があるようです。あとは、学校歯科医のところで作ってそれを取りに来るとか。いろんな方法が考えられています。土浦は土浦独自の方法ができればいいのではないかなと。

○矢口委員　まだいろんなとこで始まったばかりで、いろんな工夫をすることによって、今までの不安や、費用の部分、労力の部分も解決していかれるのではないかなということを今の説明で思いました。

○意見陳述者・・・氏　その点も含めて、要するに教育委員会に丸投げして、もうおんぶにだっこで全部やってもらうというのは負担も結構あられると思いますので、そういう意味でも推進協議会みたいなものがあって、そこでみんなで知恵を出し合って行動していければというふうに思っております。

○目黒委員　１点お聞きしたいのですが、今回都和小に導入するに当たって、先生方、保護者の方の御説明があったと思いますが、実際それを行う児童の方々には医師会の先生が直接説明をしたとか、児童用の資料をお渡して御説明したとか、そのような取組だったのでしょうか。

○意見陳述者・・・氏　父兄に対しては直接歯科医師会からの説明はしておりません。児童に対しては、やる前にその現場でお話を１０分間ぐらいさせていただいております。

○目黒委員　今後都和小以外のところでも導入するに当たっては、もうそこら辺は各学校ごとに丁寧に大変だと思いますが、生徒児童への御説明よろしくお願いいたします。

○意見陳述者・・・氏　もちろん御存知のことだと思いますけれども、これは強制ではないので、あくまでアンケートをとって、希望される児童生徒さんに実施してます。今回もお２人の方は希望されなかったので、その方々にはお水でやっております。ですから、そのアンケートを取る時に、これは学校が作ったんですけども、歯科医師会からではないのですが、学校が作った資料は当然その家庭に配布はしているはずです。

○下村委員長　質問も出尽くしたかなと思います。それでは、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようよろしくお願いします。

ありがとうございます。御移動をよろしくお願いします。

（陳述者移動）

○下村委員長　それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。

○目黒委員　フッ化物洗口は本当にもう非常に学校現場でできるのであれば、家庭の負担考えると非常に重要なことだと思います。反面、教育現場の先生方の負担も若干生じることはあると思うのですが、それを差し引いたとしても子供たちのことを考えると非常に重要なことだと思いますので、そういう現場のことも併せて議会でしっかり審議して、是非推進していきたいと思います。

○塚原委員　私も先ほどお話差し上げたとおり、学校だけに任せるのではなくて、市としてどのように行うかというのをきっちり、先ほどの先生からお話ありましたように、協議会をきっちり作って、そこで順次進めていくのがいいのかなというふうに思っています。私としては、今回のこのフッ化物洗口も弥彦村に視察も行かせていただきましたし、非常に有効だと思っていますので、私としては賛成ということです。

○矢口委員　私も賛成したいと思います。今疑問に思っていた部分は、陳述者のお答えで十分にはっきりしたところであるのですが、今塚原委員が言われたとおり、私も協議会を作って、学校現場、実際にやっていただく先生方の不安を取り除きながら、きちんとした手順を踏みながら進めていくのがいいと思います。

○鈴木委員　この案件は先ほどのお話で、医師会においては２３年前から取り組んでいる案件。国保運協の場で・・・・・よりこのお知恵をいただいて、文教厚生委員会に持ち込んでからもう結構な年数がたっております。それを受けて、文教厚生委員会では視察、調査研究をもう長年取組んできたテーマでもあります。子供たちを虫歯から守るためには、これほど有効な手段はないと私も確信をしております。また、医療費の負担軽減にも役に立つということも理解をしております。今までこれだけいいものを県行政で速やかに取り入れることができなかった理由としては、科学的根拠の解釈の違いによるアレルギーがあったというふうに私は解釈をしております。それによって虫歯を防げずに今日まで来てしまい、実際に虫歯の多い自治体となっているというのが現状であるということも理解をしております。したがいまして、１６小学校で速やかに実施をできるように、また、その上の段階八つの中学校で速やかに取り組めるように、市執行部に働きかけるためにも、本請願採択ということで、私の考えを採択ということでお願いしたいということです。

○下村委員長　私からは意見は述べられないのですが、矢口委員がお話していた一つだけ。つい近年これを始めたということではなくて、お金も含めて他市、他県では、都道府県では相当昔からやっておりますということだけ。私からすいません。認識が変わってしまうと採決に問題があるかというふうにも考えましたので、すいません。

それでは、よろしいですか。それでは、皆さんの意見も出尽くしましたので、採決の前に継続受理番号９について、継続としたほうが良いか確認をさせていただきます。継続の方はいらっしゃいますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　継続審査の申出はありませんので、採決いたします。本請願を採決とすることに賛成の方は挙手願います。

（４名賛成（鈴木委員、塚原委員、矢口委員、目黒委員）

○下村委員長　それでは、受理番号９は採択といたします。付託されました請願陳情の審査は、以上になります。この採択されました受理番号９については、本会議で委員長報告で採択ということで、委員会のほうは採択しましたという報告をさせていただきます。審査は、以上となります。暫時休憩いたします。休憩中に文教厚生分科会を開会いたします。

（１０時２６分休憩）

（１１時０３分再開）

○下村委員長　文教厚生委員会を再開いたします。それでは、（１）付託された議案の審査に入ります。議案第７８号、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○田中学務課長　それでは、議案書の５０ページをお願いいたします。議案第７８号、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明いたします。改正の趣旨としましては、都和小学校の所在する地番について、近隣での住宅建設に伴い登記簿等で確認しましたところ、現況の地番と相違することが判明しました。これに伴い、学校等の所在地を正しい地番に訂正するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容としましては、第一条としまして、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の別表中、都和小学校の学校の位置を並木５丁目４８２６番地１から、４８２６番地２に改正するものでございます。また、第２条としまして、土浦市放課後児童クラブ条例の別表中、都和小学校の児童クラブの位置を同じく訂正するものでございます。附則としまして、施行日は公布の日からでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決をいたします。議案第７８号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第７８号、土浦市立小学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案とおり決しました。つぎに、議案第７９号、土浦市新治運動公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　議案書の５１ページをお願いします。議案第７９号、土浦市新治運動公園条例の一部改正についてでございます。次の５２ページをお願いいたします。現在、多目的グラウンドの人工芝整備工事が進められており、改正の内容につきましては、減免対象者に障害者手帳の交付を受けているものの追加、２点目として、施設使用料の改正や文の順序の整理文言の修正等を行うものでございます。使用料につきましては、５３ページをお願いいたします。５３ページの中程の表にお示しのとおり、市内居住者が全面利用の場合、２時間当たり３０００円に改めます。また、今般新たに個人使用料について設定するものです。施行日につきましては、令和５年４月１日です。

○下村委員長　委員の皆さん何か御質問等ありますか。よろしいでしょうか。それでは、採決をいたします。議案第７９号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第７９号、土浦市新治運動公園条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第８０号、土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○塚本高齢福祉課長　議案書の５７ページをお願いいたします。土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例につきましては、国からの通知により昭和４８年から６０歳以上の高齢者専用の居室等を増改築や改造するために必要な経費の貸付けを行う高齢者住宅整備資金貸付事業を開始するため制定したものでございます。この条例に基づく貸付けの実績といたしましては、事業開始から１６２件ございましたが、近年は介護保険制度に基づく住宅改修を利用される方が増えたことや、高齢者の入居施設の整備が進み、居住施設が確保されたため、１０年以上利用者がいない状況でございます。このため、本事業を令和５年３月３１日をもって終了とし、４月１日付けで本条例を廃止するものでございます。なお、現在も償還中の方が３名おりますことから、経過措置を設け引き続き返済を求めてまいります。また、今後高齢者が住宅改修貸付制度の利用を希望する場合は、本事業の代替として茨城県社会福祉協議会の生活資金貸付制度の福祉資金を案内する予定でございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決いたします。議案第８０号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第８０号、土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止については、原案どおり決しました。つぎに、議案第８３号、令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を議題といたします。執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長　議案書９５ページをお願いいたします。議案第８３号、令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）について、御説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれを１７８万９０００円減額し、それぞれの総額を、１４３億９５１９万１０００円とするものでございます。９８ページをお願いいたします。第２表債務負担行為でございます。第三者行為に係る損害賠償請求事業につきましては、交通事故による受傷に対し行った保険給付を加害者側に求償する訴訟に係る経費で、結審までに数年を要する見込みから、債務負担の行為の設定をするもので、設定期間を令和５年度から６年度の２年間、限度額につきましては訴訟の期間結審内容等により変動することから、金額を定めず訴訟に要する経費を限度とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、１０２ページをお願いいたします。１０２ページ、１款、１項、１目一般管理費、２節給料から４節共済費につきましては、国保給付係の職員７名分の人件費で、人事異動等に伴う職員１名の減及び職員構成の変動によりそれぞれを減額補正するものでございます。２項、１目徴税総務費、２節給料から４節共済費につきましては、国保賦課係の職員８名分の人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動によりそれぞれを増額補正するものでございます。７款、１項、５目保険給付費等交付金償還金、２２節償還金利子及び割引料につきましては、令和３年１１月８日から１２月３日にリモートによる会計検査を受検いたしました結果、平成２９年度国民健康保険普通調整交付金について、過大交付となっている旨の指摘を受けたもので、今般県から返還額、返還予定時期等の通知があったことから、過大交付分を返還するため増額補正するものでございます。つづきまして、歳入につきまして、御説明いたします。１０１ページをお願いいたします。７款、１項、１目一般会計繰入金、３節職員給与等繰入金につきましては、職員人件費の減額により当該繰入金を減額補正するものでございます。７款、２項、１目財政調整基金繰入金、一節財政調整基金繰入金につきましては、保険給付費等交付金償還金の財源とするもので、当該繰入金を増額補正するものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決をいたします。議案第８３号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第８３号、令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第８４号、令和４年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）を議題といたします。執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長　議案書１０７ページをお願いいたします。議案第８４号、令和４年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）について御説明いたします。この度の補正予算は歳入歳出それぞれ５９６万円を追加し、それぞれの総額を２２億１，７８９万７，０００円とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、１１３ページをお願いいたします。１１３ページ、１款、１項、１目一般管理費、２節給料から４節共済費につきましては、後期高齢者医療担当職員５名分の人件費で、育児休暇から復帰による１名の増及び人事異動等に伴う職員構成の変動により、それぞれを増額補正するものでございます。つづきまして、歳入につきましては１１２ページをお願いいたします。３款、１項、１目事務費繰入金、１節事務費繰入金につきましては、職員人件費の増額により当該繰入金を増額補正するものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決いたします。議案第８４号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第８４号、令和４年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第８５号、令和４年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第２回）を議題といたします。執行部より御説明願います。

○塚本高齢福祉課長　議案書の１１７ページをお願いいたします。議案第８５号、令和４年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第２回）について、御説明いたします。今回の補正予算は、介護保険保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７５５万円を増額し、その総額を歳入歳出それぞれ１２５億５，０７７万７，０００円とするものでございます。まず最初に歳出を御説明申し上げ、その後歳入の説明をさせてい

ただきます。１２３ページをお願いいたします。１款、１項、１目一般管理費、２節給料から４節共済費につきましては、介護保険事業を担当する職員の人件費で人事異動に伴う増額でございます。３款、２項、１目一般介護予防事業費、３節職員手当等は、介護予防事業を担当する職員の時間外手当等が増額になると見込まれることによる増額で、４節共済費は共済保険負担金率の変更等により減額となるものでございます。３款、３項、５目在宅医療介護連携推進事業費、２節給料と３節職員手当等は人事異動に伴う増額と減額、４節共済費は共済保険負担金率の変更等により減額となるものでございます。同じく６目生活支援体制整備事業費、２節給料と３節職員手当等は人事異動に伴う増額、４節共済費につきましてはこれらに伴い増額となるものでございます。１２４ページをお願いいたします。７目認知症総合支援事業費、２節給料から４節共済費につきましては、昇給昇格に伴い増額となるものでございます。８目地域包括支援センター費、３節職員手当は時間外手当等が減額になると見込まれるため、減額するもので、４節共済費は標準報酬月額の等級が予算時の想定より低かったことによる減額でございます。つぎに、歳入を御説明申し上げます。１２２ページをお願いいたします。７款、１項、５目その他一般会計繰入金の一節職員給与費等繰入金の増額につきましては、ただ今ま申し上げました人件費に係るもので、財源は一般会計の繰出金でございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第８５号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第８５号、第令和４年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第２回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第９２号、訴えの提起についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○福原社会福祉課長　議案書の１５８ページをお願いいたします。議案第９２号、訴えの提起について、御説明申し上げます。次ページをお願いいたします。当案件は平成２０年９月１１日から現在まで生活保護を受給している被保護者が受給期間中、母親の死亡に伴う遺産分割協議の対象金を受け取りましたが、収入申告をしておらず、不正に生活保護費を受け取っていたことが発覚したため、生活保護法第６３条に基づき支給済生活保護費の返還を求めるもので、再三の返還要請に一切応じる様子もなく、任意での本件債務の返還見込みが希薄であることから、訴訟を提起するものでございます。なお、返還請求額につきましては、１２０万３９７３円でございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第９２号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第９２号、訴えの提起については、原案どおり決しました。つぎに、議案第９３号、訴えの提起についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長　議案書１６１ページをお願いいたします。議案第９３号、訴えの提起について、御説明いたします。当案件につきましては、交通事故による第三者行為の求償でございます。１６２ページをお願いいたします。２番の請求の趣旨につきましては（１）といたしまして、平成３０年１１月２日に土浦市国民健康保険の被保険者、被害者が道路横断歩行中、甲が運転する自動車が被害者に衝突し、障害者が受傷いたしました。その後、高次脳機能障害で障害１級、１号に認定されております。（２）本市は、国民健康保険法第６４条第１項の規定により被害者が事故の加害者である甲及びその運行共用車の乙に対して有する傷害賠償の請求権を取得いたしました。（３）本市は、甲及び乙へ取得した債権の支払を求めましたが、支払われていない状況でございます。よって、土浦市は、甲及び乙に対し３番に記載の請求の内容により訴えを提起するものでございます。３番の請求額につきましては、一つ目といたしまして甲及び乙に対し損害賠償金、いわゆる保険被保険者に対して行った保険給付費の分でございまして、その支払を求めるものでございます。（２）といたしまして、１番の損害賠償金について、保険給付費の翌日から完済の日まで年５分の割合で遅延損害金の支払を求めるものです。（３）といたしまして、訴訟費用の負担を求めるものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第９３号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第９３号訴えの提起については、原案どおり決しました。暫時休憩いたします。執行部は座席の移動をお願いします。

（午前１１時２５分休憩）

（午前１１時２７分再開）

○下村委員長　再開いたします。（３）その他の協議事項に移ります。先に小池障害福祉課長よりお願いいたします。

○小池障害福祉課長　障害福祉課から議案に関する事項についての御報告がございますので、お時間いただきました。資料は特にございません。先ほど高齢福祉課より高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止についての説明がございましたが、８月２９日開催の事前委員会において、障害福祉課でも障害者住宅整備資金貸付事業の廃止の検討についてということでお話させていただいておりました。障害福祉課でも高齢福祉課と同様に条例廃止の方向で進めてまいりましたが、障害者団体にその旨説明させていただいたところ、ちょっと待って欲しいとの意見が出されました。代替制度として助成金事業や社会福祉協議会に同様の貸付制度があることなどを説明し、御理解いただいた方もいらっしゃいますが、一部の方に市の制度がなくなることへの不安があるようで、もう少し時間をおいて欲しいという御意見がありましたことから、時間をかけて丁寧に説明し、御理解いただくことが必要であると判断しまして、今回障害者住宅整備資金貸付条例の廃止については見送りといたしましたので、御報告させていただきます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、出産子育て応援事業の補正予算についてを議題といたします。資料は、文教厚生委員会、令和４年、１２月１５日開催を御準備ください。執行部より御説明願います。

○菊田こども政策課長　資料の③出産子育て応援事業の補正予算案につきまして、御説明させていただきます。まず一番の補正の理由でございますが、国の第２次補正予算によりまして、出産子育て応援事業が創設されました。核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、妊娠出産時における妊産婦の孤独感、不安感を解消し、安心して出産できる環境整備を図るため、相談支援と経済的支援を一体的に実施するとしておりまして、事業に係る予算の増額を行うものでございます。国では、物価高騰克服、経済再生実現のための総合経済対策の中でこの事業を創設し、継続的に実施するとしております。また、国の財源は第２次補正予算で担保されましたが、また後程財源のところでも触れますが、県の負担もございまして、県では１月の臨時会議、補正予算を上程するとのことで、県で予算措置がされる前ではございますけれども、国で決まったことで、当然県でも手続が進められることを前提としまして、予算案を上程するものでございます。２番の事業の概要につきましては、（１）伴走型相談支援につきましては、こども包括支援課で対応しまして、予算額は１２７万３，０００円です。妊娠から出産にかけての必要なタイミングで、妊産婦との面談を実施し、悩みや不安などのアドバイス、必要なサービスの案内と経済的支援に係る申請受付をするものでございます。面談につきましては３回を予定しておりまして、まず１回目は妊

娠の届出時、２回目は妊娠８か月前後、３回目は出産届出から乳児家庭全戸訪問までの間でございます。妊娠届時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添って、身近で相談に応じて、関係機関と情報を共有しながら、出産育児等の見通しを立てるための面談や、相談の随時受付等の継続実施を通じて、必要な支援につないでいくものでございます。（２）の経済的支援につきましては、こども政策課で対応して、予算額は１億２，２２６万３，０００円です。伴走型相談支援で、面談を３回と申しましたけれども、その内の１回目の妊娠届出時と３回目の出生届出時にそれぞれ申請により５万円の現金給付を面談の上、支給するものでございます。国ではクーポン対応を推奨しておりますが、対象世帯が柔軟に使用できるよう、本市では現金で支給をするものでございます。対象者につきましては、令和４年の４月１日以降に妊娠届出、出生した方となります。これは、国の補正予算が令和４年度の補正予算のために、令和４年４月１日以降のということでございます。また、令和３年度中の出生の方はもちろん対象外となって、令和４年３月３１日生まれという方は、これは対象には含まれないということになります。年間の出生数につきましては、これまでの実績から８５０人と見込んでおります。つづきまして、（３）の財源につきましては国が３分の２、県は６分の１、市が６分の１で、システム等の構築費につきましては本年度に限り、国が１０分の１０負担とのことです。なお、国では令和５年の９月分までを第２次補正予算で予算化しておりまして、それ以降、令和５年の１０月分以降につきましては令和５年度の当初予算で調整予定としており、また、恒久化するための法整備などはまだ今のところは未定としております。県につきましては、先ほど申し上げましたとおり、１月の臨時会で対応予定ということです。また、国では令和４年度の地方交付税を５，０００億円程度増額することとしておりまして、地方負担分につきましてはこの増額交付等の中で対応していただきたいとしております。（４）の事業スケジュール案につきましては、１２月２日に国の第２次補正予算が成立しました。１２月中旬に事業の詳細に関する説明会、事業に関する要領等が示される予定ということで、本日現在、まだその情報は来ておりませんが、近々来ると思います。概要につきましては説明会が１１月２２日にオンラインで開催されまして、また、Ｑ＆Ａの第１弾が１２月６日付けで来ております。１月上旬から中旬にかけて対象者の抽出や手続等に関する準備を行い、１月下旬から２月中にかけて申請の受付や支給開始の予定でございます。次のページをお願いします。３の補正予算額につきましては歳入が第１７款県支出金、第４項県交付金、第２目民生費県交付金、第２節児童福祉費交付金で、今回の補正額は１億４１４万６，０００円です。伴走型支援や、出産子育て応援ギフトに係る国３分の２、県６分の１、合わせて６分の５の補助分とシステム構築等の導入経費の１０分の１０の補助分、これを国、県まとめて県から交付されるということでございます。

歳出につきましては、第３款民生費、第２項児童福祉費、第２目児童福祉対策費で、総額１億２，３５３万６，０００円です。１節報酬、８節旅費は、伴走型支援業務に対応する保険者事務補助の人件費です。１０節需用費は、案内や、アンケート、子育てガイド返信用封筒などに係る消耗品です。１１節の役務費につきましては、案内アンケートの返信等に係る郵送料です。１２節委託料は、出産子育て応援ギフトの支給管理等にかかる電算システム構築費用でございます。１３節使用料及び賃借料は、伴走型支援業務処理用のパソコンのリース料です。１８節負担金補助及び交付金は、出産応援ギフトに係る補助金でございます。年間の出生者数を先ほど８５２と申し上げましたけれども、４月以降、令和５年３月末までの出生出生見込みが８５０人。これに対して１０万円、そして、８，５００万円。それと、令和４年度中に妊娠届出をして、出生が令和５年４月以降となる方や、届出はしたけれども流産、死産となってしまった方につきましてそれを６００人と見込みまして、これに対しての５万円の支給で３，０００万円。８，５００万と３，０００万円で、１億１，５００万円と見込んでおります。出生が令和５年４月以降となる方については、出生後に更に５万円の支給対象となってきます。１２節、１３節につきましては国１０分の１０、それ以外につきましては国３分の２、県６分の１、市６分の１の補助対象となります。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

○塚原委員　１点お伺いしたいのですが、先ほど４月１日からということで、遡って１０万円お支払いするよとあったのですが、４番の事業スケジュール案の中で対象者を抽出します手続等の準備とありますが、もう今年の１２月に生まれて、出生届も出し終わりましたという方への御案内はどういうふうにするのか。予防接種とかいろいろあるかもしれませんが、その時は手紙で御案内するのか。どういうふうに御案内するのか教えてもらえますか。

○菊田こども政策課長　その御案内につきましてはそういった方のリスト、事業開始前にもう出生してしまったとかいう方につきましてはリストアップをしまして、手紙で御案内をすることを考えております。

○塚原委員　その後に手紙をもらって、それで申請をするということですね。分かりました。

○奥谷副委員長　経済的支援のところで、妊娠届、出生届の届出時にそれぞれ５万円ずつということで、合計１０万ということですが、この現金給付の方法はどういった形ですか。振込みなのでしょうか。

○菊田こども政策課長　振込みで考えております。

○目黒委員　１番の伴走型相談支援なのですが、面談を実施するとありますが、こちらの実際そういう相談室を設ける、又は訪問して相談を受けるのか。どのような体制

なのか。今の時点でお聞かせください。

○佐藤こども政策課長　現在もこども包括支援課のこども子育て世代包括支援センターのほうで、妊娠届出、妊娠届出時に面談を行っているところでございまして、通常は窓口のカウンターでいろいろ聞き取りをさせていただいております。お話が個室でのお話を伺う必要がある場合には、別室を御用意したりして対応させていただきたいと思います。

○目黒委員　自力でそちらに訪問できない方であったりとか、外国人の方もお困りのことがかなりあると思うのですが、そちらに対して今の時点で何か対策はお考えでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長　国のほうでも示しておりますが、なかなか面談に市役所等まで来れない方に対しましても柔軟な形で対応できるようにということで、オンラインでの面談、なかなかそれも難しいという方には家庭訪問などで対応したいと思います。それもどうしてもできない場合には、電話等での対応も可ということにはなっております。

○下村委員長　ほかにはないでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地についての提言書の受理についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックス資料４－１をお願いいたします。（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校候補地についての提言書の順位について、御報告をさせていただきます。（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会では、統合小学校建設候補地について、計３回にわたり慎重な審議を行ってまいりました。この度、同委員会の委員長である瀧委員長から教育委員会へ提言書の提出がございましたので、御報告をいたします。１の日時につきましては、去る１２月５日月曜日１４時から、場所は教育委員会応接室において提出がございました。３の提言書の概要でございますが、建設候補地につきましては、上大津東小学校北側拡張でございます。その選定理由といたしまして、通学路の安全性、効果的な小中一貫教育事業費の抑制が優れている等を踏まえ総合的に判断をされました。また、今後の統合小学校建設に際し留意事項といたしまして一つ、子供たちの通学路の安全確保、特に国道３５４号線の交差点を徒歩通学となることがないよう、通学バスの運用について御配慮いただきたい。二つ目、通学バスについて、引き続き無料としていただきたい。三つ目、学校建設に併せて周辺環境の整備もお願いしたい。四つ目、早期の開校に向け取組んでいただきたい。以上４点の配慮事項の要望がございました。以上が提言書の概要でございます。その他資料といたしまして、資料４－２に提出のございました提

言書を掲載してございます。後程御覧ください。なお、開校時期につきましては、令和１０年４月を目標に事業を進める計画でございます。

○下村委員長　委員の皆さん何か御質問等ありますか。

○鈴木委員　令和１０年４月ということで、当初の場所から変わったことによっての１年遅れという解釈でよろしいでしょうか。

○塚本教育総務課長　鈴木委員のおっしゃるとおりで、新たに場所を変えたことによりまして、今後のスケジュールが１年遅れるという形になっております。

○下村委員長　ほかに委員の皆さんありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、真鍋小学校東校舎についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　引き続きサイドブックスは資料５をお願いいたします。真鍋小学校東校舎について、御報告をさせていただきます。まず、１の建物の建築年及び構造等についてでございます。お手数ですが、次のページを御覧いただきたいと思います。上段配置図の右側にございますのは、真鍋小学校、東校舎でございます。その下、平面図をお願いいたします。東校舎は二階建てで、８－１、８－２の棟の部分が昭和５１年に竣工の鉄筋コンクリート造りで、平成１０年に耐震診断を行っており、耐震性について確認済みでございます。８－３棟、こちらは昭和５８年に、８－４棟が平成１７年に増築されておりまして、構造は鉄骨造りで新耐震基準の建物となってございます。なお、新耐震基準でございますが、震度６から７程度の地震で崩壊倒壊しないレベルの耐震性を持った建物でございます。保育課所管の放課後児童クラブにつきましては、１階部分の８－１棟に２教室分、また、８－３の部分、１階と２階に各１部屋、計４教室を使用している状況でございます。２番のこれまでの経緯でございます。前のページにお戻りいただきます。黒ぽちの一つ目、８－３棟は新耐震基準で建築されておりまして、昭和５８の完成時に建築基準法に基づく完了検査合格の建物でございます。二つ目、平成２３年の東日本大震災の被害状況でございますが、外壁や内装には損傷がございましたが、構造自体には被害がございませんでした。三つ目、東校舎につきましては、令和６年度、７年度の２か年で長寿命化改良工事を実施する計画であったことから、今年度、長寿命化改良事業を適用する際に確認が必要な建物の劣化度を調査するために耐力度調査を実施いたしました。四つ目としまして、耐力度調査の結果は基準を上回っていたため、文科省基準では構造上危険な状態にある建物、いわゆる建替えが必要な建物とはなりませんでしたが、接合部の一部に目視では判断できない部分があったため、念には念を入れまして当該箇所が弱いと仮定し、耐震診断の手法を用いて耐震性の評価を実施したところ、計算上構造耐震指標が基準を

下回ることとなったものでございます。なお、こちらにつきましては、目視で確認できないため、あくまでも接合部の評価が低いという仮定で計算した結果、指標を下回ったものでございまして、計算上この値が低い場合でも、実際に地震に耐えられないというものではないことは東日本大震災で実証されてございます。３番の今後の予定でございますが、真鍋小の放課後児童クラブにつきましては狭小でございまして、これまでも移転等について協議をしておりましたことから、計算上の結果ではございましたが、大規模な地震発生につきましては予測困難なことから今回の結果を受けまして、児童の安全確保を重視し、保育課からの御報告にございましたとおり移転をすることといたしております。８－３棟につきましては令和６年度に解体する予定で、その後保育課において解体跡地に放課後児童クラブを新設する計画を進めてございます。また、前回鈴木委員からほかの新耐震基準の建物は大丈夫かとの御質問がございました。新耐震基準で設計されている建物については、完了検査に合格していれば耐震性には問題はございません。今回の真鍋小東校舎の事例につきましては特殊要因があったものでございまして、真鍋小と同様のケースはほかにないことを確認してございます。学校施設長寿命化計画の下、今年度までに真鍋小東校舎のほか神立小屋内運動場及び特別教室棟、土浦四中南校舎、都和南小校舎及び屋内運動場、東小屋内運動場、乙戸小校舎及び屋内運動場、土浦二中柔剣道場、都和中屋内運動場の８校１０棟の劣化度調査を実施してございまして、耐震性に疑いのある建物が真鍋小のみでございます。今後も引き続き長寿命化計画の下、調査を実施しまして、長寿命化改良工事など必要な工事を順次進めてまいります。この度の真鍋小学校につきまして、報告が遅れまして、誠に申し訳ございませんでした。それともう１点なのですが、事前の委員会において鈴木委員から御質問ありました学校校舎内にございます放課後児童クラブの洋式化について、御説明をさせていただきたいと思います。補正予算でございました。今回の設計にも含まれてございまして、次年度校舎内全ての和便器について、洋便器化にする計画でございます。なお、敷地内に別途に立っている、例えば土浦第二小学校の体育館脇の駐車場にございます児童クラブ等につきましては、既に洋式化済みとのことを保育課に確認をいたしました。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　今後の対応のところで、令和５年度の補助申請をしてから解体するとあるのですが、これを５年度中にすることはできないのですか。仮にこれがもしも倒壊して、大丈夫なほうまで引きずるみたいなことがあると、影響が出るのではないかなと思うのですが。補助申請を行って、１年置いて６年度にということなのでしょうか。

○塚本教育総務課長　８－３の棟につきましては、出入りができないような形で封鎖をする予定で、安全確保を図っていきたいと考えております。解体につきましては、

今後放課後児童クラブの補助申請等に併せて６年度に解体し、その後に改築をする計画として両方で協議をしているところでございます。

○塚原委員　入れなくするのは当たり前だと思いますが、そこが仮に崩れたという場合に、隣にあるこの８－２棟を引っ張るようなことがないのかなというのは。まるっきり構造が別で工程が別であれば、問題ないのかと思うのですが、その辺を踏まえてなるべく早く解体したほうがいいのではないかなというのは私の考えなのですが、御参考というか、検討していただければと思います。そういうのがもしできれば、早めにやって欲しいなっていうふうに考えてます。

○望月教育部長　大変技術的なことでございまして、私も技術の担当から聞きしておりますが、今の委員からの意見をもう一度改めて確認をしていきたいと思っておりますが、棟としては別途になっておりまして、廊下でつながっているものではございますが、構造上まるきり別になってるものだという理解でございます。ただ、今お話に出たような恐れがあるのであれば、これは対応するしかないかなと思いますので、今一度確認をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員　まず、建築基準法の改正が１９８１年と２０００年でしたでしょうか。これに大きな改正があったと思いますが、まず８－１、８－２が５１年に建てたもので、診断は平成１０年に行っている。平成１０年に行っていて耐震性ありと書いてありますが、平成１０年以降は行っていないのでしょうか。耐震診断は。

○塚本教育教育総務課長　旧耐震基準で建てられた建物につきましては、耐震診断によりまして耐震性がないと判断された校舎、体育館につきましては、全て平成２９年度までに耐震補強が完了してございます。

○鈴木委員　それならば、ここの書き方をもう少し詳しくしていただきたかったのは、今のその平成２９年の時点で丸だったという結果が出てるわけですよね。それはここに載せておいていただいたほうがより分かりやすいと思います。今度は問題の８－３、これは５８年で、これこそ新耐震基準で建ててなければならないのに、それより古い建物が耐震性ありと診断されて、新しく建てたものが駄目だったわけですね。役所の理屈では、いや駄目というわけでもないけど、危ないからっていうような言い方に聞こえましたが、先ほど塚原委員も言ったように２３年の震災をくぐり抜けてるから大丈夫だという考えもあるのでしょうが、２３年でかなり揺れたわけですから。その後、危険度が増してるっていう認識で当たらないとまずいと思います。要は２３年の大震災をくぐり抜けた建物だから大丈夫だと言って、そこに子供たちが入ってたわけですよね。非常に一つ問題がありますが、今いる皆さんの責任でも何でもないから、そういう責任追及とかそういう意味合いで言ってるわけではありませんが、その期間も危ない。私ら保護者等の立場から言えば、うちの子供がそんな危ない建物の中にずっと

入れられていたのかと。先ほど塚原委員が言ったように、本当になんでもう１年早くできないのかという部分。それは少し頑張って早めたほうがいいと思います。８－４のところは、平成１７年で給食の配膳室や、その辺で一応新耐震基準になってるということですが、一つの建物の両端にあるわけですから。真ん中であっても、実際に２９年に診断してるにしても、非常に不安定な状態なのではないかなという危惧、それは私たち持つし、もちろん父兄の方もです。ただ、これをどうするかというと、すごい大型の予算が掛かることになるので、そこは考えるしかないのでしょうが、なるべく迅速に対応していただきたいということで。要望です。ここから先は質問になりますけども、今回の８－３の部分は保育課の所管ですと。以前はこども未来部そのものがなかったから、教育委員会が全て児童クラブの建物でも何でも教育委員会の予算でやっていたと思います。ところが、こども未来部ができて、保育課が所管する場所というのが学校の中にできてしまったと。部が違うから予算の出口も違ってくるという、非常に教育委員会とこども未来部では今やりづらい状況ができている状態なんだろうと予想はしますが、今回のこの件に関してはまず壊すのは教育委員会の予算で壊します。建てるのは児童クラブ室を建てるから保育課の所管ですという解釈でよろしいのでしょうか。確認です。

○塚本教育総務課長　委員のおっしゃるとおり、壊すまでは教育総務課の教育費のほうで壊しまして、建てるほうにつきましては放課後児童クラブの補助金のほうも活用いたしますので、こども未来部のほうで設計等を進めていく予定でございます。

○鈴木委員　その部分は理解いたしました。そうすると、今から基本設計やら何やらやっていくしかないのでしょうが、今度は違う所管のところ、要はこども未来部のほうがやる仕事ですから。８－３の今壊した後にどのぐらいのスペースがあるかというのもあるのでしょうが、８－１と２にくっつけるような設計ではないですよね。

○塚本教育総務課長　現在のところは、今までの移設をしてというイメージではございません。

○鈴木委員　だから、今までは一つの校舎としてみなして、たまたまそこが入ってたから児童クラブが使ってました。今度は新たに児童クラブとして、教育委員会とは別なところで建てる建物だから、くっつけないほうがいいような気はします。ただ問題は、今まで端に建てた建物が無くなりました。残った建物は旧耐震の基準で建ってる建物で２９年には診断してるけれども、その後は診断していません。そうすると、私なんか建築は素人ですが、理屈として隣に寄りかかったような状態で維持できていたものが、それがちょっと離れたことによって耐震性が弱まるんじゃないかという心配も素人ながらにあるわけですよ。だからその辺は工事の段取りとして十分注意を払ってやっていただきたい。これはいいです。そこは答えなくて。ここからまた質問で、

先ほど保育所の保育課の所管と教育委員会の所管ということで分かれています。先ほどトイレのことも報告を受けました。実際にトイレの使用１人の子供さんがいて、当然都和小学校に通っていれば、都和小学校の児童であることには間違いありません。その都和小学校の児童は、子供の認識として児童クラブにも通っている。でも、僕は都和小学校の生徒なんだということで、例えばトイレに行きたいとなった時に、児童クラブのトイレが前にあった場合、校舎がくっついてると学校のほうに行って使おうかというようなこともあるかと思います。そういう使い方が普通だと思います。それが普通である前提で、これは校舎がくっついた場合におけることなのかもしれないですが、教育委員会とこども未来部の間でこれはどこどこだからどっちのだっていうような綱引きをやることはやめて欲しいです。あくまでも子供たちのために改修などをするのだから。あの説明を聞いていて思ったのは、これはこっちの予算で私たちは関係ありませんというふうに聞こえました。そういう考えで仕事はして欲しくない。あくまでも子供たちのために、こども未来部も教育委員会も一体となって仕事をして欲しいです。そういう考えなのですが、教育長いかがでしょうか。

○入野教育長　先ほどの塚原委員の御質問、御意見、また、鈴木委員の御意見もまさしくそのとおりで、従来から言われております縦割り行政の悪いところがこういった説明の仕方にもよるのですが、御心配を掛けているところなのかなと話を聞いていてそういうふうに思いました。結論としましては、こういった時代ですので、横断的にこの件に関しては先ほどお話がありましたけども、児童は当然にその生活は１日の生活を当該施設でするわけですので、それが児童クラブであろうが学校であろうが、それはトイレの使用も含めて、これは大切なことを当然に行政として一貫して、そういうふうな目線で子供たちの生活の目線で対応しなければならないというのは当然であります。縦割りの悪いところが出ないように、逆に言えばいいところが出るように、二つ分かれたところがこの施設のことも含めてその他のことも含めて、よく連携と言いますか、一体となって、一枚岩となって、施設のことも、生活のことも対応していきたいとそのように考えております。御意見をいただきましたので、十二分に踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○目黒委員　２階部分、ちょうど工事がある８－３の隣の２、その隣の８－１のところに特別支援教室が赤くなってると思いますが、工事期間中は移動するとかそういったお考えはございますでしょうか。

○塚本教育総務課長　工事期間中は学校と連携しまして、事業に差し支えないような計画を立てていきたいと考えております。

○目黒委員　計画というと、教室自体を移動することもあるということですか。

○塚本教育総務課長　そちらのほうは学校長、学校とよく協議した上で、どのように

したら子供にとって一番いいかを考えて、工事の計画を進めてまいりたいと考えております。

○下村委員長　今の真鍋小の説明を受けておりまして、これを見ると、１１年３月というのが、８－１、８－２で、８－３は鉄骨造で二階建てで、８－４も鉄骨造２階建て、いわゆる複合構造に近いです。そういった時に、先ほど強度不足の部分は接合部のという話が出ましたので、もしかすると８－３というのは鉄骨造２階建てで、新耐震基準で強度不足というのが本来有り得ない。おそらく接合部だよという話があって、それで強度に問題があるんだというような説明がありましたので、もう一度検討し直したほうがいいですよ。というのは、８－３を壊す必要はないかもしれない。なぜかというと、鉄骨の多分揺れが大きかったのだと思います。そうしたら、複合構造で隣が鉄筋コンクリートでこちらが鉄骨造だと、揺れの周期と言いますか、それが違うわけですから。当然ぶつかり合う可能性があるので、それをラーメン構造に変える時には、それなりの補強を鉄骨のほうでやれば済む可能性があるわけです。今まで接合部分の話で設備の部分が強度不足だったと言って、建物そのもの全体に影響があるようではおかしなわけですから。もう一度変えるというようなこと、いわゆるセカンドオピニオンという言い方をしてはおかしいですが、そういうものも必要なのかなと感じます。

○塚本教育総務課長　今回最終形の経過を御説明をさせていただきまして、説明不足で申し訳ございません。そちらの部分を解体という形にさせていただきましたのは、それまでに放課後児童クラブの関係で新築するか改築するか、それとも補強してそのまま使うかどうかを関係部署とこれまで協議を重ねてまいりまして、新しく今までの部分が手狭なものですから、新しくどこの場所に放課後児童クラブを建築するかということで併せて協議をしてまいりました。その中で、やはり真鍋小学校が桜の木が重要なものがございまして、グランド内で建てる場合になかなか良い場所がない状況でございまして、それであれば、今現在の８－３の部分を解体した後に再度改築したほうがいいのではないかということで、現在協議を進めているところです。残りの部分の８－１と２の今現在小学校の一年生と特別支援学級、日本語教室が入っているところなのですが、当初のとおり長寿命化改良工事をする予定でございました。ただ、今後の児童数を見据えた中で、平成１０年度に８年、９年で本校舎の予備工事が入っているのですが、予防改修のほうが入っているのですが、その時点で部屋の改装等を行えば、その一年生自体も本校舎に入るということが見込めてございまして、複合的なことを総合的に相談した結果、８－３ににについては解体してその部分に新しい校舎を建てようということで、今現在保育課と協議を進めているところでございます。

○下村委員長　８－１と８－２も壊すのですか。

○塚本教育総務課長　今現在の予定でございますが、先ほど申し上げたとおり、本校舎内に児童数が教室数で入れる見込みが出ておりますことから、長寿命化工事の中での予防改修の際には、通常ですと仮設校舎を建てて児童等を移動することも考えられます。そういったところで、仮設校舎を建てなくて済むということも考えられますので、その時点で児童数の推移によりまして、この後、今後解体して、真鍋小のグラウンド自体は狭小ですので、広げていくということも見据えつつ、今後経営計画を立ててまいりたいと今の現時点では考えているところでございます。

○下村委員長　８－３は強度不足によって、耐震性がありませんよというようなことが来て、これは使用禁止にしました。だけれど、今後８－３だけを解体するという話だと思っていました。そうしたら、何かちょっと違うような感じになってきたら、８－３は耐震不足かどうかというより、もうこれを元にして全部壊してしまうというふうにもとれてしまいます。８－３はいわゆる市の財産としては、耐震診断のやり方が接合部の強度不足と鉄骨造だから多分接続しているのだろうと思いますが。ＲＣ造のほうに。そこのところの強度不足だというのは確かあるんです。だけれども、複合構造になってしまったから、揺れが全然違う。普通の揺れではないですね。単独のではないから。確か鉄骨造のほうにエネルギーが集中した時には揺れがひどくなるんです。それも端だから建物。端のほうから先にいきますので、ひどくなるのですが。周期が違うので、鉄筋とＲＣは。だからもう１回考え直して、財産をそんなに簡単に壊せるのかと。長寿命化４０年、８０年使えますよという指針を出していますよね。

○望月教育部長　いろいろ御指摘ありがとうございます。非常に技術的な部分でございますので、先ほど委員長の方からあった点ももしかすると、建物が使える部分もあるのかもしれません。今回児童クラブの子供たちを避難させたというのは、基本的には新耐震基準でございますので、耐震性が保たれているわけなのですが、耐力度調査したことをきっかけに、確認ができない部分、不明確な部分があったということで、一番悪い状況を想定して、念には念を入れて子供たちの安全を確保したということでございます。ですので、今御指摘いただいた隣の建物との関係など、そういった技術的な部分については、もう一度技術の担当者、必要であれば、その専門の構造、予算辺りももう一度確認しまして、今後の真鍋小学校全体の話が出ましたけれど、本校舎の長寿命化計画もこの先に計画があるものですから、それとの影響でこの残っている耐震性が確保されている、残っている８－１、８－２、８－４棟の使い方にも影響が出てきますので、そういったこと含めて、改めてその部分は検討させていただいて、また報告をさせていただきたいと思っております。

○下村委員長　私から以上です。ほかにございますか。

○大橋スポーツ振興課長　お手元にかすみがうらマラソン２０２３の大会要項を配

布させていただきました。第３３回大会は４月１６日、エントリーは年明け１月１８日まででございます。

○下村委員長　つぎに、堀部副館長。

○堀部貝塚ふるさと歴史の広場副館長　本日、茨城新聞に記事を掲載いただきました武者塚古墳の発掘調査につきまして、概要を御説明申し上げます。お手元には、古墳の発掘調査の成果（速報）と書かれました資料をお配りしてございます。上高津貝塚とつくば大考古学研究室は、例年市内の遺跡につきまして調査を行ってまいりましたが、今年度は武者塚古墳の発掘調査を１２月５日から行っております。武者塚古墳は昭和５８年に石室を中心に発掘調査は行われまして、出土した資料は国の重要文化財に指定されております。この時の調査では、古墳の形状は丸い形の円墳とされてきましたが、その後筑波大学が行いましたレーダー探査等の結果によりまして、古墳の周りの溝が直線上であった。つまり、四角い形の方墳ではないかと想定されまして、今般４０年ぶりに古墳周囲の溝を発掘することになったものでございます。その結果、直線上の溝が見つかりまして、昨日報道機関向けの現地説明会で発表したところでございます。調査を通じまして、古墳の形の面でも、また出土した資料の面でも中央の動きに影響を受けまして、営まれた７世紀の古墳であるということが分かりました。市民向けの現地説明会を１２月１８日、今週の日曜日、午後１時３０分より現地で実施をいたします。

○下村委員長　塚本教育教育総務課長、よろしくお願いします。

○塚本教育総務課長　神立小学校屋内運動場及び特別教室棟の長寿命化改良工事の進捗状況について、御報告をさせていただきます。今回の補正予算をお願いしてございますが、工事の日程については工期は変更なく、令和５年３月１５日までの予定となっております。現在の状況でございますが、現在体育館の内側の壁の吹付け等をやっております。神立小学校屋内運動場、３階建ての造りになっておりまして、１階に特別教室棟がございます。そちらに理科室、音楽室、家庭科室パソコン教室等が入ってございますが、現在天井壁のほうは終了してございまして、床のシート張りをしている状況でございます。今月中に実験台等を取り付けて、おおむね特別教室のほうは収容する予定でございます。

○下村委員長　委員の皆さん何か御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、その他に移らさせていただきます。執行部から何かありますか。

（「ございません」という声あり）

○下村委員長　それでは、委員の皆さんからその他として。

○鈴木委員　先ほど午前中にフッ化物洗口の請願採択をこの委員会ではいたしました。本会議ではまだどうなるか分からないのですが、今都和小学校の状況がもし分かればお願いします。薬の調合など細かいところを委員も分からないので、もし説明できる方がいれば、ここでお願いしたいのですが。

○田中学務課長　都和小学校のフッ化物洗口につきましては、１２月の１日から本日までに３回実施を行ってございます。特に１回目が水によるリハーサルと２回目、３回目が今度は実際のフッ化物の洗口液を使って行っておりますが、特に大きな混乱はなく実施してございます。

○鈴木委員　具体的なやり方、流れがもし分かれば。薬剤の濃度の問題や、どういうふうに子供たちがこなしたのかというのを分かれば教えていただきたい。

○田中学務課長　まず、フッ化物洗口液につきましては、この夏に新たに販売された最初から希釈されてるものを２回プッシュすると適量になりますので、それを紙コップで１分間うがいをして、その後に別の紙コップにティッシュを入れて、飛まつが飛ばないようにそこに戻して、流れで今度はごみ箱に捨てる。そういった作業で、大体所要時間が大体５分から１０分程度で１回の作業が終わっているような状況でございます。

○鈴木委員　当初懸念されたような教職員にものすごい負担が掛かるような話が導入までにはあったと思うのですが、そういう心配はなかったということでよろしいでしょうか。

○田中学務課長　まだちょっと実施回数は少ないのですが、今までの実施状況を見てると、特に大きな負担は掛かっていないように思われます。

○鈴木委員　今度フッ化物洗口ではなくて、指導課長にお尋ねも兼ねてなのですが、小学校で話題になっている児童クラブが配備されて、文科省の管轄外の厚労省管轄の事業で子供を預かっていただいてると。例えば、児童クラブの子供さんがけがをしてしまいました。そのけがの程度にもよりますが、おおむねクラブで対応できると思うので、たまには骨折とかそういうのがあって、保健室を頼らざるを得ないことがあると。ただ、得てして児童クラブの活動する時間は、先生方の勤務時間外に起こってしまうことがある。でも、そこに保健室の先生がいれば、子供に対する緊急事態であって、ましてや学校の中にあるわけだから、どうしてもそこを頼ってしまうと。その時に当然いる先生は迅速な対応、的確な対応をしていただいてると思いますが、思わず本音のようなのが、本人及び別の教員からなぜ学校がそれをやらねければいけないのかという声、これはどこの学校とは言いませんが、聞こえてきます。もう１点、コロナの感染者が児童クラブの子供たちから出てしまいました。また、児童クラブ指導員に出てしまいました。そういう時に、これもまたある学校のある教員が児童クラブは

コロナをまき散らしているということを言われたという声も私のところに届いております。これは指導課からよく聞かしていただいて、特に校長先生たちにはなるべく同じ考え方で対応して欲しい。これはもう教育長ではなくて、指導課の仕事だと思っていますから。そのための指導課ですから。鈴木からこういう意見があったということで、しっかりと現場のほうに伝えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○田上指導課長　ただ今鈴木委員から御意見をいただきました件について、お答えを差し上げます。まず、緊急時の対応につきましては子供の緊急対応ということになりますので、所管がどこであるとか、そういったことは全く関係なく、その現場にいる責任ある立場の大人が確実に子供の安全安心を確保できるように対応するのが当然でございますので、この点につきましては今後校長会等々も使いまして、再度確認をさせていただきたいと思います。２点目、コロナ感染者発生元等々の御意見でございますが、こちらももう文書で何度も発出をしましたし、校長会等々でもお願いをしているところなのですが、コロナ感染に関する差別は絶対にあってはならないということも再三指導を繰り返しているところでございますので、そういった声がある学校から聞こえているというのであれば、これは由々しき事態でございますので、再度しっかりと学校長に指導をしたいと考えております。

○下村委員長　ほかにはございませんか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　以上で文教厚生委員会を閉会といたします。